

シルバー保険について

石井町シルバー人材センター

当センターに会員として登録された皆様が、センターの仕事に就かれましてもそれは就職(シルバー派遣事業を除く)ではありません、会員とセンターまたは会員と発注者との間に雇用関係は生じません。

したがって、センターの会員として、就業中万一事故が起きた場合、労災保険などの適用はありません。

そこで、センターではシルバー保険(シルバー人材センター団体傷害保険)に加入していますが、常に事故を起こさない様に、事故にあわない様に気をつけてください。

記

1.保険金給付対象の事故(故意による事故、持病等は対象外)

- (1) センター会員として就業中の傷害事故及び賠償事故。
- (2) センター会員として、仕事場への往復途上の傷害事故。
(ただし、通常の経路を外れた場合を除きます。また、自家用車・バイクによる通勤途上の事故は、その車等にかけてある保険を適用)

2.保険金の給付内容

傷害事故

- | | | |
|-----------|----------|--------|
| (1) 死亡事故 | (最高) | 900万円 |
| (2) 入院保険金 | (180日限度) | 3,000円 |
| (3) 通院保険金 | (90日限度) | 2,000円 |

賠償事故

- (1) 1事故につき 限度額 1億円
(各種就業の際に、他人の身体・財物に損害を与え、法律上の損害賠償が生じた場合)

3.事故が発生した場合は、直ちにセンターへ届け出ください。

承 諾 書

上記について承諾いたしました。

平成 年 月 日

石井町シルバー人材センター

会長 小林 智仁 様

本人住所

氏名

印

家族住所

氏名

印